

お知らせ

「ワシントン条約対象貨物」の輸出入申請に係る提出書類の様式が変更されます！

令和 2 年 5 月 1 8 日

経済産業省貿易経済協力局

貿易管理部野生動植物貿易審査室

令和2年5月18日付けで輸入公表（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号））等を改正し、ワシントン条約決議12.3に基づく商品見本に係る証明書による通関を認めることすると共に、外為法に基づく承認申請の提出書類の様式変更や合理化等を行いました。詳しくは、下記でご確認ください。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120039&Mode=2>

1. 申請書類の様式変更

輸出入の申請時に当省へ提出いただく申請書類の様式を一部変更しました。変更があった主な様式は下記のとおりです。下記以外にも変更されている様式がありますのでご注意ください。

（1）輸出

関連手続	様式名	変更日
1. 輸出申請（附属書Ⅰ・Ⅱ）	(2) 輸出承認申請説明書	6月1日
2. 再輸出申請（附属書Ⅰ・Ⅱ）	(2) 輸出承認申請説明書	6月1日
	(8) 残高を証する書面 ※「残高報告書」へ変更	
3. 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない貨物の輸出・再輸出	(2) 輸出許可申請説明書	6月1日
	(13) 残高を証する書面 ※「残高報告書」へ変更	

（注）1. 表中の「関連手続」及び「様式名」欄の項目名は、当省HPのワシントン条約対象貨物の輸出手続に係る申請書類に対応します。

2. 新様式は、6月1日にHPに掲載します。

3. 経過措置として、当面の間は旧申請様式にて申請された場合であっても受理します。

(2) 輸入

関連手続	様式名	変更日
8. 附属書Ⅱ・Ⅲに掲げる生きている動物 (輸入公表三の7の(3)に基づく事前確認)	(1) 輸入公表三の7に基づく貨物 (ワシントン条約に係る生きている動物)の輸入に関する確認申請書	9月1日
9. 附属書Ⅱ・Ⅲに掲げる種の国際取引を 厳格に規制している国・地域を原産国・船積 地域とするもの(輸入公表三の7の(2)に 基づく事前確認)	(1) 輸入公表三の7に基づく貨物 (ワシントン条約に係る特定 の原産国等)の輸入に関する確認申請書	9月1日

(注) 1. 表中の「関連手続」及び「様式名」欄の項目名は、当省HPのワシントン条約対象貨物の輸入手続に係る申請書類に対応します。

2. 新様式は、6月1日にHPに掲載します。

3. 上記の確認申請書については、9月1日以降に旧申請様式にて申請された場合、受理しませんのでご注意ください。

2. 輸入承認申請書等の関税率表の番号の省略

輸入公表二の表の第2の第1号に掲げる貨物、又は二の二の表の第2の第1号に掲げる貨物を輸入しようとする場合、当省へ提出いただく輸入承認申請書の「Ⅰ 申請の明細」の「1 関税率表の番号等」欄には、輸入貨物の関税率表の番号を記入いただいておりますが、6月1日から当該欄に斜線を引くことで記入不要(ワシントン条約対象貨物であって紙申請に限る。)とします。これに伴い、上記貨物を輸入通関した後に提出いただいている「輸入状況報告書」等を変更します。

なお、輸入公表の他の項番にも同時に該当する貨物を輸入する場合には、引き続き関税率表の番号の記入ください。

※電子申請(NACCS 貿易管理サブシステム)による申請においては変更ありません。準備が整いましたら、後日ご連絡致します。

3. その他

上記輸入公表等の改正とは関連しませんが、輸出承認申請書の価額(単価・総額)欄について、記載方法を一部簡素化(ワシントン条約対象貨物であって紙申請に限る。)します。

輸出承認申請書の「(4)商品内容明細」の「価額」欄には、貨物ごとに単価及び総額を記入していただいておりますが、記入不要とし「計」の欄にインボイス等に記載された合計額のみを記入いただければよいことにいたします。また「単価」欄は斜線を引いてください。なお、各貨物の数量、建値等については、これまでどおり記入をお願いします。

※電子申請(NACCS貿易管理サブシステム)による申請においては変更ありません。準備が整いましたら、後日ご連絡致します。

(現在の記入方法)

数 量	価 額	
	単 価	総 額
5	¥ 1 0 0	FOB JAPAN ¥ 5 0 0
7	¥ 5 0 0	¥ 3, 5 0 0
3	¥ 1 5 0	¥ 4 5 0 (No payment)
計 1 5		計 ¥ 4, 4 5 0

(変更後)

数 量	価 額	
	単 価	総 額
5		FOB JAPAN
7		
3		(No payment)
計 1 5		計 ¥ 4, 4 5 0

ご不明な点がございましたら、下記のところまでお問い合わせ下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

■全般(一部の植物の輸出承認を除く)

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話:03-3501-1723 FAX:03-3501-0997

■輸出承認 <一部の植物(サボテン科全種、ユリ科アロエ属全種、サクラソウ科シクラメン属全種、ソテツ科全種(人工繁殖のもの)、ラン科全種(人工繁殖のもの)(※加工品を含む))>、事前確認<生きている動物>

北海道経済産業局 総務企画部国際課
電話:011-709-1752 FAX:011-709-1798

近畿経済産業局 通商部通商課
電話:06-6966-6034 FAX:06-6966-6088

東北経済産業局 総務企画部国際課
電話:022-221-4907 FAX:022-261-7390

神戸通商事務所 総務課
電話:078-393-2682 FAX:078-393-2685

東京通商事務所 総務課
電話:03-5842-7071 FAX:03-5689-7841

中国経済産業局 産業部国際課
電話:082-224-5659 FAX:082-224-5642

横浜通商事務所 総務課

四国経済産業局 産業部産業振興課

電話:045-212-1105 FAX:045-201-7156	電話:087-811-8525 FAX:087-811-8556
中部経済産業局 地域経済部国際課 電話:052-951-4091 FAX:052-961-7829	九州経済産業局 国際部国際課 電話:092-482-5425 FAX:092-482-5321
	沖縄総合事務局 経済産業部商務通商課 電話:098-866-1731 FAX:098-860-3710